

更新研修（実務に従事した経験のない方対象）

再研修（介護支援専門員証の有効期間満了日を過ぎている方）

令和8年度

山口県介護支援専門員更新研修（実務経験なし）

山口県介護支援専門員再研修

（夏期コース）開 催 要 綱

※本研修は講義部分を動画配信、演習部分は zoom を使用したオンライン形式にて実施します。

1 目 的

- （1）「介護支援専門員更新研修（実務経験なし）」にあつては、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、介護支援専門員として業務に就く際に必要な知識及び技術の向上を図るとともに、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。
- （2）「介護支援専門員再研修」にあつては、介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再習得を図ることを目的とします。

2 受講対象

- （1）「介護支援専門員更新研修（実務経験なし）」にあつては、介護支援専門員証の有効期限が、令和10年(2028年)3月31日までに満了する者で、これまでに介護支援専門員として実務に従事した経験がない者及び、2回目以降の更新者にあつては、更新前の有効期間満了日以降に実務経験がない者。
- （2）「介護支援専門員再研修」にあつては、介護支援専門員証が失効した者又は、登録後5年以上実務に従事した経験がない者等で、今後、介護支援専門員証の交付を受けようとする者。

3 定員 180名

4 受講決定

- （1）受講の可否については、後日申込者へ通知します。
- （2）受講希望者が定員を超えた場合、下記の優先順位により受講を決定します。

優先順位	受講者条件
1位	再研修受講者で今年度中若しくは次年度就業予定のある方。
2位	令和9年(2027年)3月31日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方。
3位	受講申込書を受け付けた順番

- （3）研修は2コースでの開催としています。定員を超えた場合は、受講をお断りさせていただくこともございますので、予めご了承ください。

5 オンライン受講上の注意事項

- （1）欠席、遅刻、早退は、原則として認められません。また事務局に無断で講義途中にオンライン上から退出・退席をした場合も同様に欠席扱いとなりますので注意してください。

- (2) 受講中に携帯電話の使用や周囲の方との会話、受講態度が著しく悪いなどの受講態度が不適切と判断した場合や、受講に当たっての必要書類を提出されない場合は、受講を中止していただくことがあります。
- (3) ビデオに顔が映り、音声が発言できる状態で必ず受講してください。受講状況の確認ができない場合は、未受講扱いとなる可能性があります。
- 注) (1)～(3)に該当する場合は、全ての研修科目を修了したことになるため、修了証明書を交付できません。

6 研修日程及び実施方法

講義・演習（57時間）

別紙「介護支援専門員更新研修（実務経験なし）・介護支援専門員再研修日程表」をご参照ください。講義部分は動画配信にて受講していただきます。（※動画配信については、協会ホームページ内にて研修期間中に講義動画を掲載します。）**演習部分は、オンライン（使用ツール：zoom）にて受講していただきます。**※カメラ・マイク付きのパソコン又はタブレットを1人1台ご準備ください。インターネット環境が整備されている場所、受講に適した静かな場所で受講してください。（動画視聴時はスマートフォン使用も可。但し演習はパソコン・タブレット端末を推奨します。）zoom操作マニュアルについては、受講決定通知時にご案内いたしますので熟読の上、受講してください。

ネット環境の無い方は、別途会場受講（山口県社会福祉会館）をご案内いたしますので、申込書のオンライン環境欄でお知らせください。但しBコースのみのご案内となりますので、予めご了承ください。

7 申込方法

- (1) 別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、**必ず郵送にてお申込みください。**
FAX、電話、メールでの申込みは受付けることができません。
- (2) 受講申込書に**介護支援専門員証（※）のコピーを添付してください。**
※県から交付を受けていない場合は不要です。
- (3) 緊急時に備えて、自宅電話番号と携帯電話番号の記入をお願いします。また、資料印刷、動画視聴用ID、パスワードをお知らせするためのメールアドレスも併せて記入をお願いいたします。

8 申込期限

令和8年4月22日（水）（山口県介護支援専門員協会 必着）

受付完了後、自宅に受講決定通知書及び受講料請求書等を送付します。5月中旬頃までに通知がない場合は、山口県介護支援専門員協会（083-976-4468）までお問い合わせください。

9 受講料（教材費等） **26,700円**

10 研修テキスト **8,800円（税込み）**

「八訂」 介護支援専門員実務研修テキスト（全2冊セット）
令和6年4月 一般財団法人長寿社会開発センター発行

上記テキストを使用しますので、お持ちでない方は必ず購入してください。

テキストは入金確認が取れた方へ研修開始日までに、中央法規出版よりご自宅へ郵送となります。

※改訂前のテキストでは代用できませんので、予めご了承ください。

※山口県社会福祉協議会実施の研修で使用するテキストとは異なりますので、ご注意ください。

※上記テキスト代と受講料を合わせてご請求いたします。令和6年4月以降に個人や所属先で購入され、テキストを既にお持ちの方は、受講料のみとなりますので「払込取扱票」を受講料（26,700円）に金額訂正し、納入期限内にお支払ください。入金確認が取れた方は、研修5日前頃に資料印刷、動画視聴用パスワードをメールにてお知らせいたします。

11 修了証明書の交付

全ての課目を修了された方には、一般社団法人介護支援専門員協会 会長名の修了証明書を交付します。

なお、紛失等による修了証明書の再発行には、1通につき1,000円の手数料が必要となりますので、受領後は、大切に保管してください。

12 個人情報の取扱い

本研修での個人情報の取扱いは、個人情報保護法に関する条項を含んだ業務委託契約を「名鉄観光サービス株式会社 山口支店」と「中央法規出版」と交わしています。

本事業において、取得した個人情報は、個人情報保護法および本会個人情報保護方針に基づき、安全かつ厳密に管理します。本研修の運営以外の目的には使用しません。

13 特定一般教育訓練制度について

本研修は厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練指定講座に該当します。

制度の詳細は当協会ホームページ (<https://www.y-cma.jp/>)、又は下記にてご確認ください。希望される方は、お住まいの地域管轄のハローワークで受講開始2週間前までに教育訓練給付手続きを開始してください。※注)

受講開始日（6月5日）までに受給資格確認通知書の交付を受け、受給資格確認通知書の写し（コピー）を令和8年6月22日（月）演習初日までに山口県介護支援専門員協会までFAXまたは郵送してください。

※注）受講決定の優先順位にはなりません。

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部（受講費用の40%（上限20万円））が支給される制度です。資格取得等し、訓練修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された方または訓練修了時点で雇用保険の被保険者として雇用されている方であって訓練修了日の翌日から1年以内に当該資格取得等をした者は、教育訓練経費の10%（上限5万円）を追加支給されます。

指定講座：介護支援専門員更新研修（実務経験なし） ※修了日まで証の有効期限内の方

指定番号：3520067-2610013-9

指定講座：介護支援専門員再研修 ※証の有効期限が満了している。または修了日まで失効される方

指定番号：3520067-2610023-1

研修日程：令和8年6月5日（金）～令和8年8月19日（水）

※指定番号に誤りがあると支給されない可能性もございます。ご自身にて必ず指定番号（実務経験なしまたは再研修）の確認をお願いします。

詳しくは下記のQRコードをご確認の上、ハローワークへご相談ください。

◎厚生労働省ホームページ

教育訓練制度の内容等の詳細は、
QRコードよりご確認ください。



◎山口県内ハローワーク

給付条件等の内容はお住まいを管轄する
ハローワークにお問合せください。



14 申込み・問い合わせ先

【研修申込み先・その他、本研修実施に関すること】

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

〒753-0072 山口県山口市大手町9-6 社会福祉会館 4階

担当：岡村、福本

TEL：083-976-4468 FAX：083-976-4469

E-mail：kaisenkyo@y-cma.jp

【研修制度全般、受講要件、介護支援専門員証の登録等に関すること】

山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班

TEL：083-933-2788 FAX：083-933-2809